

教 職 第 1 3 0 6 号
令 和 3 年 2 月 3 日

各市町村立小・中学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和2年7月に配信したスクールカウンセラーの源泉徴収票への対応について（依頼）

日頃から給与等の適正な支給について、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和2年7月10日付け教職第457号により配信したスクールカウンセラーの源泉徴収票に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり御対応くださいますよう、お願い致します。

記

1 対象者

令和2年7月に源泉徴収票の配信を受けたすべてのスクールカウンセラー

2 対応方法

(1) 在職者

令和3年1月8日付け教職第1176号により配信した最新の源泉徴収票を交付していただくとともに、令和2年7月に交付した源泉徴収票は破棄するよう、お伝えください。

(2) 退職者

お手数ですが、退職者の自宅へ最新の源泉徴収票を御郵送いただくとともに、令和2年7月に交付した源泉徴収票は破棄するよう、お伝えください。

3 留意事項

今回の対応に伴い、スクールカウンセラーから問合せがあった場合は、下記担当まで御連絡ください。

担 当：教育総務部教職員課
県費事務担当 茂木

電 話：048-825-0010

F A X：048-825-0013

E-mail：a6660-07@pref.saitama.lg.jp